

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」 に対する御意見の募集（パブリックコメント）について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準について、今般、新たに 1 種類の農薬の基準値の設定案を作成しました。

本案について、令和 2 年 12 月 5 日（土）から令和 3 年 1 月 3 日（日）まで、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

1. 背景

農薬取締法第 4 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣は、登録の申請を受けた農薬を登録するかどうかを農林水産大臣が審査する際の基準（農薬登録基準）を定めて告示することになっています（参考 1 参照）。

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準について、令和 2 年 11 月 17 日開催の中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第 78 回）で審議された 1 種類の農薬（プロチオコナゾール）の基準値の設定案について、広く国民の皆様からの御意見を募集します。

2. 意見募集の対象

（別紙）生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

※添付資料

（参考 1）農薬の登録制度及び生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準について

（参考 2）生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和 2 年 12 月 5 日（土）から令和 3 年 1 月 3 日（日）17:00 まで

（※郵送の場合は締切日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

〈意見提出様式〉

宛先：中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会事務局
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室
件名：生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）に対する
意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、会社名／部署名／担当者名）：

職業：

電話番号：

FAX番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉 頁 行目

〈意見内容〉

〈意見の理由〉（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

〈注意事項〉

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。
また、封筒の表面に「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）に対する意見」と記載してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

〈宛先〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室 宛て

4. 資料の入手方法

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/index.html>

(2) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A4版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）について』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記3.(2)②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

5. 注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

6. 問い合わせ先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03-3581-3351(内線 6598)